

出入国管理法改正 Q&A

深刻な人手不足を解消し、 日本経済を更なる成長軌道へ。

アベノミクスの成功により、高校、大学を卒業した若者たちの就職率は過去最高水準となりました。また、有効求人倍率は、47 全ての都道府県で 1 倍を超え、仕事を探す人、一人に対して 1 つ以上の仕事がある雇用環境を作り出すことができました。

こうした中で、農業、漁業、介護施設をはじめ、全国の中小・小規模事業者の皆さんが深刻な人手不足に直面しています。例えば、介護分野では、老人ホームを建設しても、人手不足により予定していた定員の受け入れが難しい現場もあるなど、様々な業種で人手不足倒産さえ生じています。

そこで、私たち自民党は、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設することにし、出入国管理法を改正しました。

なお、2 年後には運用状況を見て制度の見直しを行うなど、適正な運用に向けて必要な措置を講じます。

Q1：新たな在留資格とは？

A：

- 「特定技能 1 号（通算 5 年／単身で来ること）」と「特定技能 2 号（熟練した技能／高度な試験に合格／要件を満たせば配偶者と子を持って来れる）」を新たに設けます。
- 受け入れの対象となるのは、AI・ロボットなどを活用した生産性の向上や、女性や高齢者のさらなる社会進出、また給料の引き上げなどによる国内人材確保のための取り組みを行ってもなお、その分野の存続のため、外国人材が必要と認められる分野に限ります。

Q2：特定技能1号とは？

A：

- 特定技能1号を取得する外国人には、2つのタイプがあります。
- ひとつは、母国等でその分野の技能試験と日本語試験に合格した人です。
- もう一つは「技能実習生」として、これから働くのに必要な技能を3年間実習し、修了した人です。
- なお、特定技能1号を取得して通算5年が経過すると、本国に帰国します。

(解説)

- 日本語能力水準：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度
- 対象分野：介護や農業などの14分野
※別紙：分野別受入れ上限及び従事業務
- 家族の帯同：認めない
- 転職：入国、在留を認めた業務の範囲で転職可
※技能実習生は原則転職不可
- 雇用形態：直接雇用を基本とするが、季節の影響を受けるなどの特殊性のある農業や漁業は、団体からの派遣も認められます。
- 年齢：18歳以上であること

Q3：特定技能2号とは？

A：

- 熟練した技能を身に付け、所管省庁が作る高レベルな試験に合格した人のみ「特定技能2号」を取得できます。
- 在留期間は、1年から3年ごとに更新（更新回数に制限なし）。要件を満たせば配偶者と子供を連れてくるのが可能です。
- 今のところ特定技能2号を設定する予定がある分野は、建設と造船のみです。このうち建設分野については、2021年度に最初の試験を行うとしています。

Q4：外国人を受け入れる分野と受入れ数の上限は？

A：

- 政府は、各分野別運用方針で、今後5年間の受入れ数の上限を、介護6万人、外食業5万3千人、建設4万人などとしています。

(解説)

- 介護分野では、高齢者施設での食事や入浴の介助など補助的業務に限定し、訪問介護は対象外とします。

Q5：将来、日本人の職が奪われてしまうのでは？

A：

- 国内の景気変動などで、外国人材の受入れが必要でなくなった場合には、受入れを一時的に停止する規定を設けています。
- また、外国人を受け入れる場合、日本人と同等以上の賃金を支払う必要があり、社会保障費の負担があることに加え、住宅の確保や空港への送り迎えなどの支援を行う必要もあり、さらに、受入れ企業が自らそれらの支援ができない場合には、登録支援機関に有料で委託をしなければなりません。
- したがって、安易に安い労働力として外国人を受け入れることができない仕組みとなっています。
- 同制度の運用開始後も、引き続き、日本人の雇用環境を守るため、万全の体制で臨んでまいります。

(解説)

- 私たち自民党は、引き続き、一億総活躍社会の実現、働き方改革などを通じて、女性や高齢者、障害を持った方々などが、多様な形で働き、参加できる日本社会を作り上げることで、国内人材の活躍を強力に推進していきます。

Q6：外国人材は、人手不足が深刻な地方に本当に来るのか？

A：

- 特定技能は、原則、本人の意思で転職が可能ですから、賃金の高い大都市圏に人材が集中することが予想されます。
- そこで、政府が取りまとめた基本方針で、人材が不足している地域の実情に配慮し、特定技能外国人が大都市圏や特定の地域に集中しないよう必要な措置を講じるとしています。
- 具体的に、例えば外国人の受入れを積極的に行おうとする地方自治体には、地方創生推進交付金により財政的な支援を行うことで、特定技能外国人の受入れ費用を軽減し、外国人がそれらの自治体を選んでもらえるような環境を作ります。

Q7：外国人労働者の増加が、日本の医療保険制度に悪影響を与えるのでは？

A：

- 法務省から厚生労働省に対して、外国人労働者に関する情報提供（在留カード番号等）を行い、社会保険への加入を促進します。
- また、国民健康保険の加入者で、保険料を納めていない悪質な外国人労働者に対しては、在留資格の厳格な審査を行います。
- なお、政府は医療保険の適用対象を日本で働く外国人労働者本人だけに限定し、外国人労働者の海外居住の家族については、医療保険の適用対象外とする方向で検討しています。

(解説)

- 現在、日本は、国籍や職業、所得にかかわらず、日本に住む人は公的な医療保険と年金制度に加入し、平等に医療や一定の年金を受け取れます。
- 健康保険は、子供や孫など3親等以内の家族であれば、日本に居住していなくても被扶養者として扱い、保険適用の対象となっています。
- 今回の法改正で、日本人のご両親から「留学中の子供の医療保険は大丈夫か？」といった質問を受けますが、制度変更は外国人労働者に限ったものであり、日本人の海外在住の家族は、これまで通り保険対象となります。

Q8：外国人労働者の増加で、失踪・不法残留がさらに増加するのでは？

A：

- 受入れ企業には、外国人材に対し、日本人と同等以上の賃金支払いを義務付け、行方不明者を発生させないことを強く求めています。
- これにより、その人の技能に応じた賃金や居住環境などが保障され、外国人労働者の働く環境が良くなります。
- よって、今回の法改正で、外国人労働者の失踪、不法残留を抑制することが可能だと考えています。
- また、技能実習制度については、平成29年11月に適正化のための改正が行われましたが、引き続き、労働状況や契約履行などの実態把握を行うとともに、改善に向けた検証を進めてまいります。
- なお、強制送還者の引き取り拒否を行う国（トルコ、イラン、マリ）からの受け入れは行いません。
- 不法滞在者への対策として、警察庁、法務省、外務省、その他の関係機関が連携強化を行い、不法滞在者の日本からの排除を徹底させます。

Q9：政府が送出し国との間で行う取組みは？

A：

- 送出し国の悪質なブローカーを排除するために、二国間で政府間文書を作成し、これに基づく情報共有を行います。
- また、外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省などが連携強化し、悪質なブローカーの排除の徹底と入国審査基準の厳格化を行います。
- 一方、「特定技能」の取得に必要な日本語能力試験を、今回新たに外務省が関与して実施することとしています。今のところベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴルの9カ国を予定しています。
- しかし、今回の外国人材の受入れは、二国間の政府間文書があったり、新しい日本語能力試験を行う国の人に限るものではありません。

Q10：外国人労働者受入れに対する支援体制は？

A：

- 受入れ企業は特定技能1号を取得した外国人労働者に対して、「住宅の確保」「日本語習得の支援」「相談、苦情への対応」などの支援を行う必要があります。
- また、厚生労働省が労働基準監督署やハローワークなどを通じて、外国人労働者への雇用管理の改善が適切に図られるよう雇用主や人材あっせん機関を監督、指導します。改善がなされない場合等には罰則もあります。

(解説)

- 特定技能1号を取得した外国人労働者への主な支援内容は以下の通り。
入国前の生活ガイダンスの提供／住宅の確保／在留中の生活オリエンテーションの実施／生活のための日本語習得の支援／相談、苦情への対応（労働条件、転職、生活全般、医療）／非自発的離職時の転職支援／預貯金口座開設・携帯電話利用契約の支援／外国人材とその監督者との定期的な面談／その他
- 悪質な労働環境を強いる受入れ企業に対しては、出入国在留管理庁から改善命令や一定期間の新規受入れ停止措置などを講じます。

Q11：在留資格の創設は「事実上の移民解禁」では？

A：

- 安倍総理は国会審議の中で、「多様な経験、技術を持った海外の人材に日本で能力を発揮してもらおうものだ。安倍政権は、いわゆる移民政策を取ることは考えていない」と明言しています。

(解説)

- 今回の法改正は、例えば、一定程度の規模の外国人やその家族を、期限を設けることなく受け入れることで国家を維持するような、いわゆる「移民政策」ではありません。
- あくまで、日本経済が疲弊しかねない深刻な人手不足に対応するため、即戦力になる外国人材を、期限付きで受け入れるものです。

以上